

重要事項説明書

(訪問看護)

利用者：_____

事業者：カレン 訪問看護ステーション

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	カレン訪問看護ステーション
所在地	福岡県久留米市荒木町白口 1859-1
連絡先	0942-51-3000
管理者名	江上 久美
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	4062790326 号
サービス提供地域	久留米市、小郡市、うきは市、春日市、朝倉市 筑紫野市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前 9 : 00 ~ 午後 17 : 00
土曜日	
定休日	

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1 名	名	1 名
看護師	看護師	5 名	名	5 名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 0942-51-3009

担当部署 : カレン訪問看護ステーション

担当者 : 江上 久美

受付時間 : 午前 9 : 00 ~ 午後 17 : 00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

公的機関の相談窓口

久留米市介護保険課	0 9 4 2 - 3 0 - 9 2 4 7
小郡市長寿支援課介護保険係	0 9 4 2 - 7 2 - 2 1 1 1
筑紫野市高齢者支援課	0 9 2 - 9 2 3 - 1 1 1 1
春日市高齢課支援担当課	0 9 2 - 5 5 8 - 1 2 0 5
朝倉市保健福祉課介護サービス課	0 9 4 6 - 2 2 - 1 1 1 1
福岡県国民健康保険団体連合会	0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) 介護保険が適用される場合

＊介護保険：初期加算

初回加算	1 割負担	2 割負担	3 割負担
初回加算 I	350 円	700 円	1,050 円
初回加算 II	300 円	600 円	900 円

＊介護保険：訪問看護

サービス所要時間	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	314 単位	358 円	716 円	1,074 円
30 分未満	471 単位	537 円	1,074 円	1,611 円
30 分以上 1 時間未満	823 単位	939 円	1,877 円	2,815 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位	1,286 円	2,572 円	3,858 円

サービス所要時間	夜間・早朝料金			深夜料金		
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20 分未満	393 円	786 円	1,179 円	471 円	942 円	1,413 円
30 分未満	589 円	1,178 円	1,767 円	707 円	1,414 円	2,121 円
30 分以上 1 時間未満	1,029 円	2,058 円	3,087 円	1,235 円	2,470 円	3,705 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,410 円	2,820 円	4,230 円	1,692 円	3,384 円	5,076 円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

＊介護保険：介護予防訪問看護

	サービス所要時間	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
予訪看 I 1	20 分未満	303	346 円	691 円	1,037 円
予訪看 I 2	30 分未満	451	515 円	1,029 円	1,543 円
予訪看 I 3	30 分以上 1 時間未満	794	850 円	1,699 円	2,549 円
予訪看 I 4	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090	1,167 円	2,333 円	3,728 円

サービス所要時間	夜間・早朝料金			深夜料金		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	406円	811円	1,217円	487円	974円	1,461円
30分未満	604円	1,207円	1,811円	725円	1,449円	2,173円
30分以上1時間未満	1,063円	2,125円	3,188円	1,275円	2,549円	3,823円
1時間以上1時間30分未満	1,029円	2,058円	4,376円	1,750円	3,499円	5,249円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○サービスの加算料金

加算項目		単位	1割負担	2割負担	3割負担
予防・介護特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）		500単位	570円	1,140円	1,710円
予防・介護特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）		250単位	285円	570円	855円
予防・介護緊急時訪問看護加算Ⅰ・1（1月につき）		600単位	684円	1,368円	2,052円
予防・介護緊急時訪問看護加算Ⅰ・2（1月につき）		325単位	325円	650円	975円
予防・介護緊急時訪問看護加算Ⅱ.1（1月につき）		574単位	654円	1,308円	1,963円
予防・介護緊急時訪問看護加算Ⅱ.2（1月につき）		315単位	315円	630円	945円
予防・介護ターミナルケア加算		2500単位	2,850円	5,700円	8,550円
長時間訪問加算		300単位	300円	600円	900円
複数名訪問加算（Ⅰ） 看護師2名	30分未満	254単位	271円	543円	815円
	30分以上	402単位	430円	860円	1,290円
複数名訪問加算（Ⅱ） 看護師と看護補助者	30分未満	201単位	215円	430円	645円
	30分以上	317単位	339円	678円	1,017円
予防・介護退院時共同指導加算		600単位	642円	1,284円	1,926円
看護・介護職員連携強化加算		250単位	250円	500円	750円

※ 長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

(2) 医療保険が適用される場合

①ご利用者が末期がんや難病患者等である場合又は急性憎悪等により、主治医が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合には、医療保険から給付が行われ、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金をご利用者にご負担いただきます。なお、ご利用者のご負担額は下記表の金額から医療保険給付額を差し引いた金額となります。

1回につき1時間30分まで同一料金

70歳以上の方	70歳未満の方
医療受給者証に明記の割合負担金	各保険の割合負担金

医療保険利用時
●訪問看護基本療養費（Ⅰ） 保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による場合

週3回まで	5,550円
週4回以降	6,550円
准看護師による場合	
週3回まで	5,050円
週4回以降	6,050円
●訪問看護基本療養費(Ⅱ)	
保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士による場合 (同一建物居住者で同一日3人以上の訪問) ※2人までは基本療養費(Ⅰ)と同じ	
週3回まで	2,780円
週4回以降	3,280円
准看護師による場合	
週3回まで	2,530円
週4回以降	3,030円
●訪問看護基本療養費(Ⅲ) (外泊時)	
	8,500円
●緊急訪問看護加算	2,650円／14日まで
●緊急訪問看護加算	2,650円／15日以降
●24時間対応体制加算 (看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合)	6,800円
それ以外の場合	6,500円／月

●難病等複数回訪問加算			
1日に2回	4,500円	同一建物3人以上	4,000円
1日に3回以上	8,000円	同一建物3人以上	7,200円
●長時間訪問看護加算	5,200円	(週1回)	

●夜間早朝看護加算	午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	2,100円／日
●深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時	4,200円／日
●退院支援加算	(該当月)	6,000円／日
長時間に療養上の支援を行った場合		8,400円／日

(3)介護保険給付対象外サービス全額ご利用者の負担になります。

複写物	1枚につき	20円
-----	-------	-----

(4)交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	50円
-----	--------	-----

(5)キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(6)利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。(口座振替の場合27日が振替日になります。)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の2ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	きずなりニック
	主治医氏名	池田 真介
	連 絡 先	0942-65-8506
ご 家 族	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名	(続柄:)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待防止のための指針を作成します。

虐待防止に関する責任者	管理者	江上 久美
虐待防止に関する担当者	看護師	大串由里奈

通報・相談窓口（管理者）

久留米市役所介護保険課

所在地 久留米市城南町-15-3

電話番号 0942-30-9247

FAX 0942-36-6845

対応時間 平日 08時30分～17時15分

8 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する責任者	管理者	江上 久美
虐待防止に関する担当者	看護師	則本 詩織

9 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

【 会社の概要 】

社 名 株式会社 華連
資本金 8, 000, 000 円
社員数 13 名（契約社員含む）
設 立 平成 26 年 12 月
所在地 福岡県久留米市荒木町白口 1859-1
代表者 代表取締役 江上 久美

【 事業内容 】

訪問看護

【事業者】

住 所： 福岡県久留米市荒木町白口 1859-1
社 名： 株式会社 華連
代 表 者： 代表取締役 江上 久美 印

【事業所】

住 所： 福岡県久留米市荒木町白口 1859-1
事業所名： カレン訪問看護ステーション
(指定番号：4062790326)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____印

【代 理 人】住 所_____

氏 名_____印（続柄 _____）

署名代行理由：